

令和5年度

山形市不妊治療(先進医療)費助成事業のご案内

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、公的医療保険が適用される生殖補助医療と併せて実施する先進医療の治療費の一部を助成します。

●助成を受けることができる方

以下の要件を全て満たすご夫婦（事実婚を含む）が対象となります。

- ① 夫婦ともに又はいずれか一方が、申請日時点で山形市内に住所を有すること。
- ② 助成対象治療について、山形県その他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

●申請期限

1回の治療が終了した日の翌日から起算して6月を経過した日が属する月の末日（その日が令和6年3月31日以降の場合は令和6年3月31日）まで

※1回の治療とは、採卵準備のための薬品投与の開始(凍結胚移植の場合は胚の解凍)から、妊娠の確認(あるいは医師の判断により治療計画の中止)に至るまでをいいます。

※令和4年4月1日以降に治療を開始し、令和5年3月31日までに治療が終了したものについては、令和5年10月31日まで申請を受け付けます。

●助成回数

公的医療保険が適用される回数に準じます。

●助成対象となる治療及び助成額

【対象となる治療】

公的医療保険が適用させる生殖補助医療と併せて実施した先進医療(厚生労働大臣が先進医療として告示した治療をいう。)

【助成額】

1回の治療につき、公的医療保険と併せて実施された先進医療に要した費用の総額に10分の7を乗じた金額(1円未満の端数は切り捨て)とし、1回あたり上限15万円となります。

●**必要書類等** 申請前に下記の書類等が揃っているかご確認ください。

※①及び「事実婚関係に関する申立書」(①)は、山形市ホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用いただけます。

必要書類等		注 意 点	
全 員 提 出 が 必 要 な も の	①	山形市不妊治療(先進医療)費助成金交付申請書兼請求書	様式は山形市ホームページからダウンロードできます。
	②	医療機関発行の領収書(※領収印が押されているもの)及び診療明細書(原本)	該当する治療(先進医療)分に加え、併せて実施した保険適用分も提出してください。
	③	戸籍謄本(全部事項証明書) ※3か月以内に発行されたもの	【法律上婚姻している夫婦の方】 夫婦共に山形市に住所があり、同じ世帯である場合は省略可能です。
			【事実婚の夫婦の方】 夫婦それぞれの戸籍謄本を提出してください。 ※「事実婚関係に関する申立書」も併せて提出してください。
	④	住民票謄本(本籍・筆頭者・続柄の記載のあるもの) ※3か月以内に発行されたもの	・夫婦ともに山形市民の場合は省略可能です。 ・夫婦のいずれかが山形市民でない場合は、山形市民以外の方の住民票謄本を提出してください。
⑤	助成金の振込みを希望する口座の通帳(写し)	振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。	
該 当 者 の み	①	事実婚の方 事実婚関係に関する申立書	様式は山形市ホームページからダウンロードできます。

●**申請窓口及び問合せ先**

山形市母子保健課(山形市保健所内)

住所：山形市城南町一丁目1番1号(霞城セントラル3階)

TEL：023-647-2280 FAX：023-647-2281

開庁時間：火曜～日曜 8:30～17:15

閉庁日：月曜・祝日・年末年始(日曜・月曜が祝日の場合、火曜も閉庁。※閉庁日はこれによらない場合があります。山形市公式ホームページの「母子保健課開庁日カレンダー」のページをご確認ください。)

※駐車場は霞城セントラルパーキング、東口交通センター駐車場をご利用ください。